

仮想通貨課税逃れ防止狙う

国税、利用情報照会OK

法制化方針

政府・与党は、仮想通貨の売買などで得た所得の課税逃れを防ぐため、国税当局が取引を仲介する事業者に利用者の名前や住所などを照会できる規定を設ける方針を固めた。来年度の与党税制改正大綱に盛り込む。

インターネットを介した仮想通貨の取引や、個人間でモノやサービスを売買する「シェアリングエコノミ

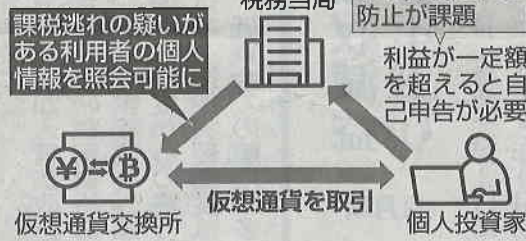
ー」で得た所得は、一定額を超えると自分で確定申告をする必要があり、給与などと合算して所得税が課される。だが、利用者が申告しなければ所得の把握が難しく、課税逃れをどう防ごうかが課題となっていた。

そこで、政府・与党は国税通則法を改正し、国税当局が仮想通貨交換業者などの仲介事業者に対し、利用者の名前や住所、マイナン

バーを照会できるようにする。照会できるのは、年1千万円を超える所得の申告漏れや違法取引の疑いがある場合に限る方向だ。

事業者が正当な理由なく照会を拒んだ場合、懲役1年以下または罰金50万円以下の罰則も科す。逆に、国税当局が不当に膨大な情報の照会を求めた場合などには事業者が不服申し立てをできる仕組みも設け

仮想通貨取引の課税逃れ対策のイメージ



る。 これまでも国税当局が事業者に任意で情報提供を求めることはできたが、法的根拠がなかった。 また、納税手続きの利便

性も高める。仮想通貨の交換業者が取引データを利用者に提供し、利用者が専用アプリで電子申告できるよ

うにするなど、ネット上で手軽に申告ができるような仕組みをつくる方針だ。

(伊藤舞虹)